

平成22年4月1日（木）から
徳島地方法務局本局，阿南支局及び美馬支局での供託簡易認手続
の方法が変わりました。

徳島地方法務局の本局及び支局では，平成22年4月1日（木）
から，登記事項証明書等の発行業務が民間業者に委託されました。
これに伴い，平成22年4月1日（木）以降は，供託手続における
会社・法人代表者の資格や印鑑の簡易確認手続が下記のとおり変
更されましたのでご注意ください。

記

簡易確認申請手続について（会社代表者の資格・印鑑確認）

- ①供託窓口で発行される「依頼書」の受け取り
↓
- ②証明書発行窓口へ「依頼書」を提出
（印鑑の確認に係るものは、印鑑カードが必要になります。）
↓
- ③証明書等の受け取り
↓
- ④証明書等を供託窓口へ提出

※ 詳しくは徳島地方法務局供託課又は支局の供託窓口でお尋ねく
ださい。